



はどこへぶつければいいのだろうか」(6/28朝日社説)とマスコミで厳しく報じられている新たな年金記録の管理問題が出てきました。昨年からの「宙に浮いた5千万件」とは別の厚生年金の記録問題です。社保庁のコンピューターのデータと元の紙台帳を照合したら、「標準報酬月額」と「加入期間」等の入力ミスが、推計560万件ある、という

厚年新たな過去の給与どう? 確認!



「取引先に出す書類に会社の謄本がいるが、必要な事業目的の記載が抜けていた…今日中に何とかならんどうか」(A社)「早急に会社を設立したいが3日以内に手続きが終わろうか…」(B社)といった相談が続きました。総会議事録や会社の設立書類等は、本来行政書士の仕事ですが、会社の謄本や代表取締役の印鑑証明等を交付するのは法務局である為審査に一発で通る正確な書類を迅速に作成することが求められます。

・会社設立etc「安く早い」依頼者
費用と日数は満足

のままです。偽装脱退等で空洞化が心配されている厚年ですが、眞面目に加入し保険料を払っていた人達を、あざ笑うかのような社保庁の不始末。今回深刻な事は、「標準報酬月額」=給与額がどこまで正確に分かるか
の給与どうの
の給与確認。 という問題です。「ねんきん特別便」にも記載されていません。しかも社保庁は今回の照合は一部のサンプルのみで、後は申し出がある人についてだけ調査するとの事。当事務所では社保事務所での確認調査代行サービスについて方策を今検討中です。

1月発行

A社の場合は朝一番の電話依頼で、議事録等の準備が出来たのは昼前、社長自らが法務局へ掛け合い、その日の夕方には謄本を取得し取引先への提出に間に合いました。B社はネットで調べた会社設立の費用と所要期間より当事務所の方が安くて早い…との事で依頼されてきました。資本金の確認が出来る銀行通帳の北^一等は、FAXやメールを活用しご希望通りの期間内で手続きを終わらせました。



経審基準の改正による再審査は、7／29まで。決算期が6・7・8・9月の方は要注意です！